

専決処分の報告について

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

平成27年2月26日提出

秦野市長 古谷 義幸



専 決 処 分 書

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

平成27年2月13日

秦野市長 古 谷 義 幸



理由

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の一部改正により、条例で引用する同基準の用語が改められたため、改正する。

## 秦野市条例第 2 号

### 秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例 の一部を改正する条例

秦野市介護保険に係る指定地域密着型サービス事業に関する条例（平成 24 年秦野市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「指定複合型サービス（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービスをいう。）」を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 17 条の 10 に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）をいう。）」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。